

令和7年9月定例会 人権・少子高齢化問題等対策特別委員会
共生社会推進部長説明

令和7年9月17日

共生社会推進部長の 島本 でございます。

委員の皆様方におかれましては、本県の人権行政の推進につきまして、日々格段の御指導を賜っておりますことを、厚く御礼申し上げます。

それでは、人権問題等対策の現状と今後の取組について、御説明いたします。

県では、女性やこども、高齢者、障害のある人、外国人等に対する人権侵害や同和問題など、様々な人権問題に対応するため、「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」に基づき策定した「和歌山県人権施策基本方針」に沿って、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて施策を推進しております。

また、国に対し、人権が侵害された場合における、被害者救済のための実効性のある法制度の早期整備を強く求めているところです。

まず共生社会推進部人権局関係では、

人権啓発につきましては、県民の人権意識の高揚を図るため、関係機関等と連携・協力しながら、人権啓発活動に取り組んでおります。特に、11月を「同和運動推進月間」、11月11日から12月10日までを「人権を考える強調月間」として、街頭啓発をはじめ、「同和運動推進月間特別講演会」、「ふれあい人権フェスタ」、「人権のつどい」の開催など、今年度も重点的、集中的に啓発を実施してまいります。

人権相談につきましては、人権局、各振興局及び公益財団法人和歌山県人権啓発センターに人権相談窓口を常設し、県民の相談に迅速に応じるとともに、12月4日から始まる人権週間中には、特設人権相談として弁護士による人権相談を実施し、相談体制の充実に取り組んでまいります。

同和問題につきましては、「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」に基づき、教育・啓発や相談体制の充実、差別事件への対応を行うとともに、県職員に対しても条例の意義や内容について研修を実施しております。また、インターネットのモニタリングを実施し、差別等の実態を把握すると

ともに、プラットフォーム事業者等に対して差別情報等の削除要請を行い、差別や誹謗中傷等の拡散・助長の防止に努めているところであり、引き続き、部落差別の解消に取り組んでまいります。

続いて、こども家庭局関係ですが、児童虐待の防止につきましては、関係機関との連携や相談体制の強化を図りながら、未然防止や早期発見・早期対応に努めております。

また、こどもに関わる様々な計画を一元化した「和歌山県こども計画」に基づき、貧困対策や子育て支援などの多岐にわたる施策を総合的に推進しているところです。

ジェンダー平等の推進・女性支援等につきましては、「和歌山県男女共同参画基本計画」、「和歌山県困難な問題を抱える女性支援基本計画」及び「和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」に基づき、性別にかかわらず誰もが人権を尊重し、その個性と能力を発揮できる社会の実現に向け、様々な施策を推進しております。

次に、総務部関係ですが、

個人情報保護につきましては、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の保護に取り組むとともに、住民票の写し等の不正取得を防止するため、登録型本人通知制度の周知及び登録型の団体における登録者数増加に向けた取組を、引き続き推進してまいります。

次に、企画部関係ですが、

外国人の人権につきましては、関係機関と連携しながら、外国人の方が安心して暮らせる環境づくりに取り組んでまいります。

また、外国人の方も地域の一員であると認識し、日本人と外国人が互いに人権を尊重して生活していけるよう、啓発活動や情報提供を引き続き行ってまいります。

次に、福祉保健部関係ですが、

地域福祉施策につきましては、「和歌山県地域福祉推進計画」に基づき、地域における包括的支援体制整備や福祉サービスを利用しやすい環境づくりなど、一人ひとりの人権を尊重し、共に支え合う地域福祉の推進に取り組んでいるところです。

高齢者の人権につきましては、高齢者福祉の向上や介護保険制度の円滑な実施を図るとともに、利用者本位の介護サービスの提供、高齢者虐待防止など、高齢者の尊厳を保持するための環境づくりを進めているところです。

障害者施策につきましては、「紀の国障害者プラン2024」に基づき、障害のある人の自立と社会参加の一層の推進を図るため、地域生活支援や就労支援等に総合的に取り組んでいるところです。

最後に、警察関係ですが、

「児童虐待事案」に対応するため、県中央児童相談所へ3名の警察官を出向させるとともに、同所との合同研修会やロールプレイング等の実施、情報共有に関する協定の運用等、相互理解と連携強化に努め、被害児童の安全確保を最優先とした迅速かつ組織的な対応の徹底を図っているところです。

また、「いじめ事案」の未然防止につきましては、スクールサポーターによる非行防止教室の開催、学校へのサポーターの常駐等、学校と連携し、取り組んでいるところです。

警察は、被害直後から犯罪被害者等と接することから、最も身近な機関として、犯罪被害からの早期回復のため、関係機関と連携して、犯罪被害者等の視点に立った施策の推進に努めてまいります。

以上で、人権問題対策関係の説明を終わらせていただきます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

令和7年度9月定例会人権・少子高齢化問題等対策特別委員会

（9月17日開催）教育長説明要旨

教育長の 今西 でございます。

委員各位には、平素から本県教育に御理解と御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、県教育委員会が取り組んでおります施策の実施状況について、その概要を御説明申し上げます。

まず、人権教育につきましては、学校の教員に対し、人権教育を担う人材育成を目的とした「人権教育リーダー養成講座」を今年度も開催し、教員約45名が人権教育の指導方法や教材の開発等に関する実践的な学びに取り組んでいるところです。本講座においては、受講者それぞれが所属校で授業を実践し、その内容について受講者間で意見交流を行うことで、人権教育に関する指導力の向上を図っています。また、昨年から実施している指導主事を各県立学校に派遣する同和研修につきましては、来月をもって完了する予定です。今後は各教員が、人権を尊重する意識を高め、確かな人権感覚を身に付けられるよう、課題意識をもって主体的に取り組める新たな研修手法を研究してまいります。

児童生徒に対する人権教育につきましては、この度、同和問題に関する教材を、小学校、中学校、高等学校と校種別に作成するとともに、教材のねらいや活用例等を説明した動画を作成し、各県立学校及び市町村教育委員会を通じて各小中学校に周知し、教員が正しく理解し指導に当たれるよう活用を促進しているところです。

次に、昨年3月に発生した教員による差別発言事件につきまして、6月の特別委員会に続き、現在の取組状況等について御報告いたします。

まず、前回の委員会でも御報告させていただきました、問題提起者へのケアについては、その後も継続した面談と、専門的な見地から、心理師（心理士）を活用した力

ウンセリングを合わせて実施しています。今後も問題提起者に寄り添いながら、継続したサポートに努めてまいります。また、発言をした教員に対する特別研修については、当該学校長と連携を図りながら、引き続き研修を行ってまいります。

県教育委員会では、教職員が確かな人権感覚と知識をもち、児童生徒に対して正しい教育が実施できるよう、引き続き人権教育の充実に取り組んでまいります。